

教育・保育施設をご利用の保護者様

江別市長 三好 昇

まん延防止等重点措置適用に伴う教育・保育施設における家庭保育の協力依頼について

日頃から教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

道内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が急増している状況を受け、北海道においても1月27日(木)から2月20日(日)までの間、全道域に「まん延防止等重点措置」が適用されることになりました。

つきましては、教育・保育施設での対応について、感染拡大のリスクを回避するため、下記のとおり家庭保育の協力をお願いすることといたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 家庭保育のお願いについて

北海道のまん延防止等重点措置の適用期間 1月27日(木)から2月20日(日)まで

※ 家庭保育が可能な家庭において家庭保育の協力をお願いいたします。協力可能な範囲内でのお願いですので、お仕事を休むことができないなど、保育が必要な場合は従来どおり利用可能です。

※ なお、幼稚園、認定こども園(教育認定)については、各園での判断となりますので、ご確認をお願いします。

2 保育料について(0~2歳児クラス)

家庭保育の協力を依頼している期間(1月27日(木)から2月20日(日)まで)については、登園しなかった場合の保育料は日割り減額の対象とします。(保護者の方の手続きは不要です。)

3 教育・保育施設への連絡の徹底について

登園しているお子さまや同居家族が次に該当する方は、教育・保育施設へ速やかに連絡するよう徹底してください。その際には、施設からの聞き取りにご協力をお願いいたします。

- (1) 感染した場合
- (2) 濃厚接触者(※事業所等からの「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」に特定された場合を含む。以下同じ。)に特定された場合
- (3) PCR検査等の対象となった場合(任意の検査を除く)

4 施設をお休みいただく期間について

	状 況	お子さまがお休みいただく期間
①	登園しているお子さまが感染した	保健所から指導のあった健康観察期間
②	登園しているお子さまが濃厚接触者(※)となった・同居家族が感染した	陽性者との最終接触日の翌日から10日間または保健所から指導のあった健康観察期間
③	同居家族が濃厚接触者(※)となった	同居家族(濃厚接触者(※))の健康観察期間 (本来、お子さまに行動の制限はありませんが、感染拡大回避のための措置としてご理解下さい)
④	登園しているお子さまや同居家族がPCR検査等を受ける(②及び③に該当する場合や任意の検査を除く)	検査結果(陰性)が判明するまでの間

5 その他

- (1) 感染力の強いオミクロン株への置き換わりが進んでおり、低年齢層への感染が増えています。お子様の体調管理にご協力をお願いいたします。毎日検温を行っていただき、発熱、咳等の風邪症状がみられて体調不良の場合には、教育・保育施設をお休みさせていただきます。
- (2) 万が一、他のお子様や保護者等、教育・保育施設関係者が新型コロナウイルス感染症に感染してしまった場合、その関係者に対しての偏見や差別が生じないようにご配慮をお願いいたします。
- (3) 今後の対応について、国などの方針変更により、変更となる場合がありますことをご理解願います。

お問合せ先 江別市健康福祉部 子育て支援室子ども育成課 電話：011-381-1030（直通）
--